

事務連絡  
令和6年8月7日

各都道府県バス協会 専務理事 殿

公益社団法人日本バス協会  
労務・安全部

過労死等の防止のための対策に関する大綱の変更に当たっての  
周知・啓発に向けたお願いについて（周知依頼）

平素より当協会の活動に格別なご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記について厚生労働省労働基準局総務課長より、別添のとおり「過労死等の防止のための対策に関する大綱」の変更に当たっての周知・啓発に向けたお願いについて（協力依頼）」により要請がありました。

同大綱は「過労死等防止対策推進法」に基づき、おおむね今後3年間における取組について定められており、令和3年に続き3回目の変更になります。

厚生労働省は、新たな大綱に基づき、関係省庁等と連携しながら、過労死ゼロを目指し、国民が健康に働き続けることのできる充実した社会の実現に向けて、さまざまな対策に引き続き取り組むとのことです。

都道府県バス協会におかれましては、新たな大綱に定められた過労死防止対策の主な取組み等について傘下会員事業者への周知をお願いいたします。

担当：労務・安全部 田知花  
電話：03-3216-4015